

第4号様式

案件番号	1-58	案件名称	カーテン(船橋高校)
購入等依頼課 (かい)名	千葉県立 船橋高等学校	室・班 担当者名	櫻井 裕子

仕 様 書

1 購入品名及び数量等

番号	品名	規格・品番等	数量
1	カーテン	(1)ドレープカーテン(別紙のとおり) 〔機能性〕 防災 ウォッシュャブル グリーン購入法適合品 〔縫製仕様〕 1.5倍ヒダ 2つ山 芯地75mm 金属フック 防災・ラベル付 マジックテープ付きタッセル縫付 メーカー工場縫製品(証明書付き) 材質 ポリエステル 相当 色 クリーム色系(決定者と協議) ※カーテンの設置場所は、別紙一覧表及び図面のとおりです。 ※カーテンレールは、既存品を使用してください。 ※カーテン取付に必要な金具類も含めて見積もりをお願いします 付属品 メーカー標準付属品一式 【参考品】 (株)サンゲツ PK4096 (株)川島織物セルコンGD1202	1式

- 特記事項
- (1) 参考品以外でオープンカウンターに参加する場合は、指定の期限内に同等品申請書及び仕様に合致していることが確認できるカタログ等を提出し、承認を得ること。
 - (2) 購入物品は新品であり、正常な状態で使用できることを確認すること。
 - (3) 現地確認や搬入日時等詳細については、下記へ連絡し担当者と日程調整のうえ、行うこと。(船橋高等学校TEL:047-422-2188)
 - (4) 納品に係る一切の経費は受注者の負担とする。
 - (5) 納品後、不用な梱包材等は受注者の負担で引き取ること。
 - (6) 納入作業日は、発注者と協議の上、履行期限内で日程を設定すること。
 - (7) 納品時に各部屋(別紙一覧表のとおり)に取付けること。
 - (8) 既存のカーテンの取外し費を含めて見積もること。
- 2 納入場所 船橋市東船橋6-1-1
- 千葉県立船橋高等学校 管理普通教室棟(別紙納品部屋別リストのとおり)
- 3 履行期限 令和8年11月30日

別紙(サイズ・数量)

No.	幅(mm)	×	高さ(mm)	仕様	数量	備考
1	920	×	680	片開き	2 枚	
2	930	×	680	片開き	1 枚	
3	1,000	×	960	片開き	2 枚	
4	2,000	×	960	片開き	1 枚	
5	1,000	×	970	片開き	2 枚	
6	2,000	×	970	両開き	1 セット	
7	1,000	×	980	片開き	2 枚	
8	1,000	×	1,000	片開き	2 枚	
9	3,620	×	1,000	両開き	6 セット	
10	4,000	×	1,000	両開き	20 セット	
11	4,050	×	1,000	両開き	1 セット	
12	920	×	1,100	片開き	4 枚	
13	930	×	1,100	片開き	2 枚	
14	960	×	1,100	片開き	1 枚	
15	1,000	×	1,100	片開き	81 枚	
16	2,000	×	1,100	片開き	1 枚	
17	950	×	1,300	片開き	10 枚	
18	1,000	×	1,300	片開き	6 枚	
19	1,930	×	1,300	片開き	1 枚	
20	3,900	×	1,300	両開き	1 セット	
21	1,900	×	1,400	片開き	1 枚	
22	1,000	×	1,620	片開き	1 枚	
23	2,980	×	1,680	片開き	3 枚	
24	2,000	×	1,950	両開き	4 セット	
25	1,020	×	2,000	片開き	1 枚	
26	1,950	×	2,000	両開き	1 セット	
27	1,980	×	2,000	片開き	1 枚	
28	2,000	×	2,000	両開き	1 セット	
29	2,030	×	2,030	片開き	2 枚	
30	1,100	×	2,050	片開き	1 枚	
31	1,050	×	2,100	片開き	1 枚	
32	1,900	×	2,100	両開き	3 セット	
33	2,000	×	2,100	両開き	23 セット	
34	2,030	×	2,100	両開き	13 セット	
35	2,050	×	2,100	両開き	1 セット	
36	1,100	×	2,150	片開き	1 枚	
37	2,030	×	2,150	片開き	2 枚	
38	2,100	×	2,150	片開き	2 枚	
39	2,050	×	2,200	片開き	1 枚	
40	2,100	×	2,210	片開き	1 枚	
41	4,020	×	2,220	両開き	1 セット	

別紙

カーテンの納品部屋別リスト

no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
1	事務室	1,900	1,400	片開き	1 枚
2	事務室	3,900	1,300	両開き	1 セット
3	事務室	4,050	1,000	両開き	1 セット
4	事務室	4,000	1,000	両開き	2 セット
5	校長室	1,000	1,100	片開き	2 枚
6	校長室	2,100	2,150	片開き	1 枚
7	教務室	3,620	1,000	両開き	1 セット
8	第2会議室	3,620	1,000	両開き	2 セット
9	第2会議室	1,000	1,100	片開き	3 枚
10	第2会議室	2,100	2,150	片開き	1 枚
11	第2会議室	1,100	2,150	片開き	1 枚
12	第2会議室	2,000	960	片開き	1 枚
13	応接室	1,000	1,620	片開き	1 枚
14	応接室	2,100	2,210	片開き	1 枚
15	応接室	4,020	2,220	両開き	1 セット
16	技能員室	2,000	1,100	片開き	1 枚
17	技能員室	1,100	2,050	片開き	1 枚
18	技能員室	960	1,100	片開き	1 枚
19	放送室	1,000	1,100	片開き	2 枚
20	放送室	2,050	2,200	片開き	1 枚
21	第3会議室	3,620	1,000	両開き	1 セット
22	定職員室2	1,000	980	片開き	2 枚
23	定職員室2	2,030	2,030	片開き	1 枚
24	保健室執務室	4,000	1,000	両開き	1 セット
25	保健室	3,620	1,000	両開き	1 セット
26	保健室	1,000	1,000	片開き	2 枚
27	保健室	2,030	2,030	片開き	1 枚
28	定副校長室	1,000	1,100	片開き	2 枚
29	定副校長室	2,030	2,150	片開き	1 枚
30	定職員室1	4,000	1,000	両開き	1 セット
31	定職員室1	1,000	1,100	片開き	2 枚
32	定職員室1	2,030	2,150	片開き	1 枚
33	定職員室1	3,620	1,000	両開き	1 セット
34	体育研究室	950	1,300	片開き	3 枚
35	体育研究室	1,980	2,000	片開き	1 枚
36	体育研究室	1,020	2,000	片開き	1 枚
37	体育研究室	1,930	1,300	片開き	1 枚
38	11	1,000	1,300	片開き	2 枚
39	11	2,000	1,950	両開き	2 セット
40	11	950	1,300	片開き	2 枚

no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
41	1H	4,000	1,000	両開き	1 セット
42	1H	2,030	2,100	両開き	1 セット
43	1H	1,000	1,100	片開き	2 枚
44	1G	4,000	1,000	両開き	1 セット
45	1G	2,030	2,100	両開き	1 セット
46	1G	1,000	1,100	片開き	2 枚
47	1F	4,000	1,000	両開き	1 セット
48	1F	2,030	2,100	両開き	1 セット
49	1F	1,000	1,100	片開き	2 枚
50	1E	4,000	1,000	両開き	1 セット
51	1E	2,000	2,100	両開き	1 セット
52	1E	1,000	1,100	片開き	2 枚
53	1D	4,000	1,000	両開き	1 セット
54	1D	2,030	2,100	両開き	1 セット
55	1D	1,000	1,100	片開き	2 枚
56	進路指導室	4,000	1,000	両開き	1 セット
57	進路指導室	1,000	1,100	片開き	1 枚
58	進路指導室	1,050	2,100	片開き	1 枚
59	進路指導室	2,000	970	両開き	1 セット
60	1C	1,000	1,100	片開き	4 枚
61	1C	2,000	2,100	両開き	2 セット
62	1B	4,000	1,000	両開き	1 セット
63	1B	2,000	2,100	両開き	1 セット
64	1B	1,000	1,100	片開き	2 枚
65	1A	4,000	1,000	両開き	1 セット
66	1A	2,000	2,100	両開き	1 セット
67	1A	1,000	1,100	片開き	2 枚
68	国語研究室	920	1,100	片開き	2 枚
69	国語研究室	1,900	2,100	両開き	1 セット
70	国語研究室	2,880	1,680	片開き	1 枚
71	国語研究室	920	680	片開き	1 枚
72	数学研究室	920	1,100	片開き	2 枚
73	数学研究室	1,900	2,100	両開き	1 セット
74	数学研究室	2,880	1,680	片開き	1 枚
75	数学研究室	920	680	片開き	1 枚
76	2A	4,000	1,000	両開き	1 セット
77	2A	1,000	1,100	片開き	1 枚
78	2A	2,030	2,100	両開き	1 セット
79	2A	1,000	960	片開き	1 枚
80	2B	1,000	1,100	片開き	4 枚
81	2B	2,030	2,100	両開き	2 セット
82	2C	1,000	1,100	片開き	4 枚

no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
83	2C	2,000	2,100	両開き	2 セット
84	定職員室3	4,000	1,000	両開き	1 セット
85	定職員室3	1,000	1,100	片開き	2 枚
86	定職員室3	2,000	2,100	両開き	1 セット
87	2D	4,000	1,000	両開き	1 セット
88	2D	1,000	1,100	片開き	2 枚
89	2D	2,030	2,100	両開き	1 セット
90	2E	2,000	2,100	両開き	1 セット
91	2E	1,000	1,100	片開き	4 枚
92	2E	2,030	2,100	両開き	1 セット
93	2F	4,000	1,000	両開き	1 セット
94	2F	1,000	1,100	片開き	2 枚
95	2F	2,000	2,100	両開き	1 セット
96	2G	1,000	970	片開き	1 枚
97	2G	1,000	1,100	片開き	3 枚
98	2G	2,000	2,100	両開き	2 セット
99	2H	4,000	1,000	両開き	1 セット
100	2H	1,000	1,100	片開き	2 枚
101	2H	2,000	2,100	両開き	1 セット
102	2I	1,000	1,300	片開き	2 枚
103	2I	2,000	2,000	両開き	1 セット
104	2I	950	1,300	片開き	2 枚
105	2I	1,950	2,000	両開き	1 セット
106	3I	950	1,300	片開き	3 枚
107	3I	1,000	1,300	片開き	1 枚
108	3I	2,000	1,950	両開き	2 セット
109	3H	4,000	1,000	両開き	1 セット
110	3H	1,000	1,300	片開き	1 枚
111	3H	1,000	1,100	片開き	1 枚
112	3H	2,000	2,100	両開き	1 セット
113	3G	1,000	1,100	片開き	4 枚
114	3G	2,030	2,100	両開き	1 セット
115	3G	2,000	2,100	両開き	1 セット
116	3F	1,000	1,100	片開き	3 枚
117	3F	2,030	2,100	両開き	1 セット
118	3F	2,000	2,100	両開き	1 セット
119	3F	1,000	970	片開き	1 枚
120	3E	1,000	1,100	片開き	4 枚
121	3E	2,000	2,100	両開き	2 セット
122	3D	1,000	1,100	片開き	4 枚
123	3D	2,030	2,100	両開き	1 セット
124	3D	2,000	2,100	両開き	1 セット

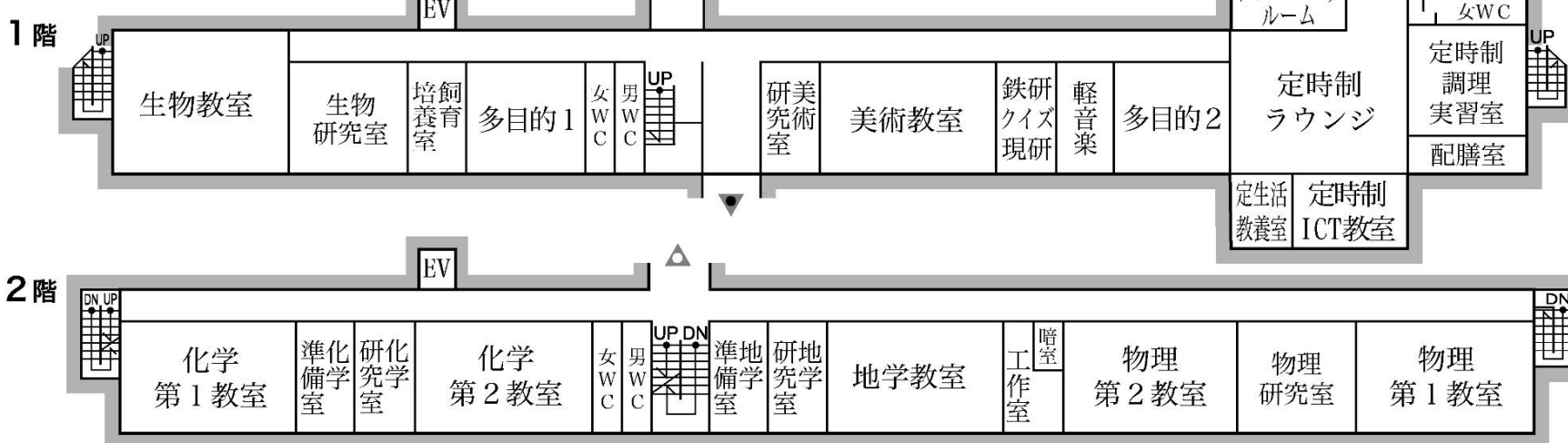
no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
125	3C	4,000	1,000	両開き	1 セット
126	3C	1,000	1,100	片開き	2 枚
127	3C	2,000	2,100	両開き	1 セット
128	3B	1,000	1,100	片開き	4 枚
129	3B	2,000	2,100	両開き	2 セット
130	3A	1,000	1,100	片開き	3 枚
131	3A	2,030	2,100	両開き	1 セット
132	3A	2,000	2,100	両開き	1 セット
133	3A	1,000	960	片開き	1 枚
134	多目的室4	4,000	1,000	両開き	1 セット
135	多目的室3	1,000	1,100	片開き	2 枚
136	多目的室3	2,050	2,100	両開き	1 セット
137	英語研究室	930	1,100	片開き	2 枚
138	英語研究室	1,900	2,100	両開き	1 セット
139	英語研究室	2,980	1,680	片開き	1 枚
140	英語研究室	930	680	片開き	1 枚

■教室配置図

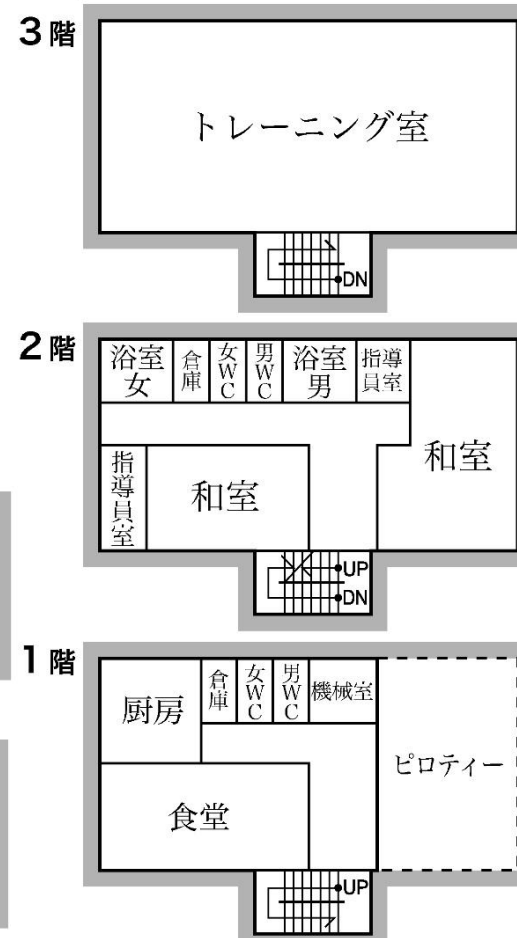
本館 普通教室棟



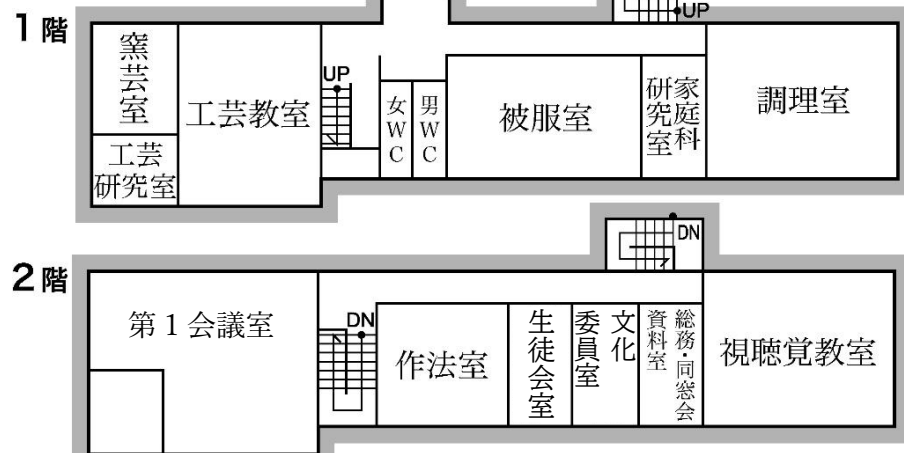
南館 第1特別教室棟



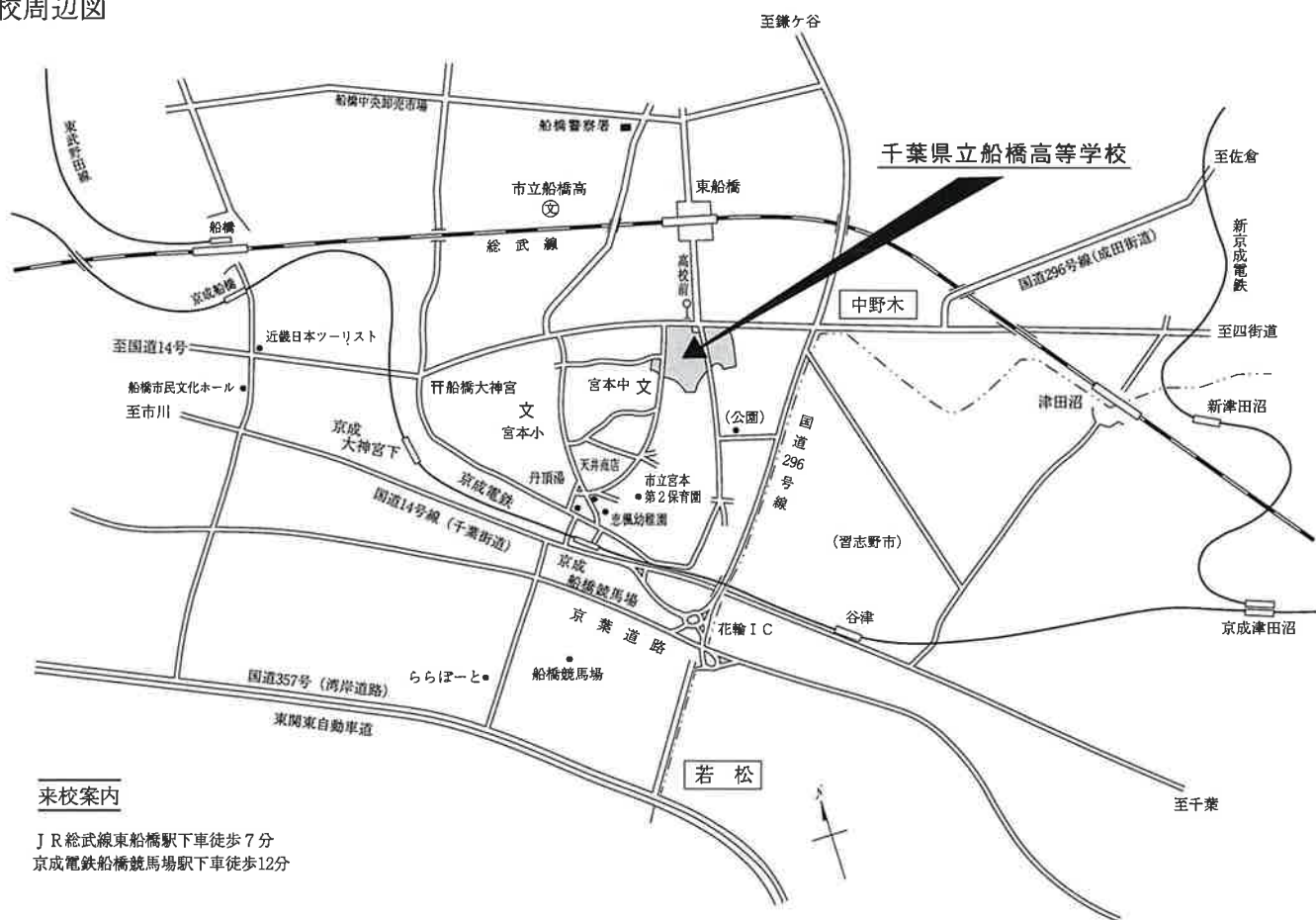
セミナーハウス配置図



新館 第2特別教室棟



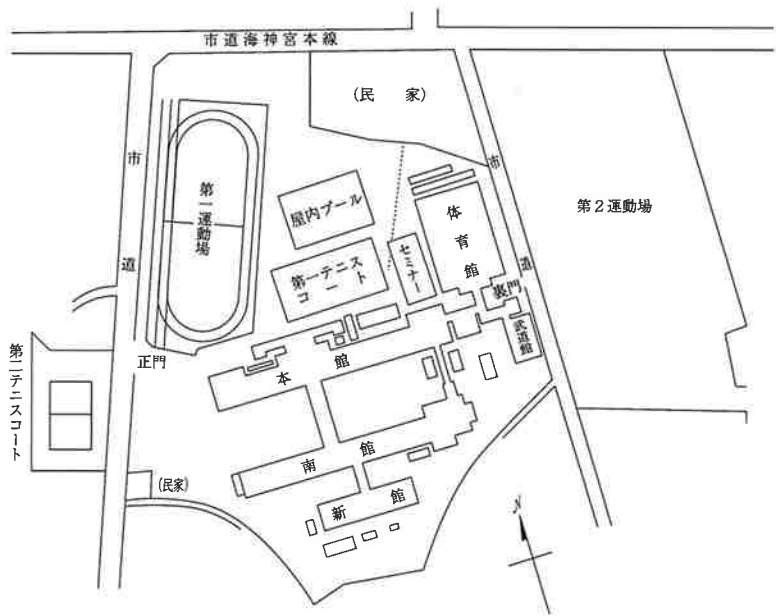
学校周辺図



来校案内

J R 総武線東船橋駅下車徒歩 7 分
京成電鉄船橋競馬場駅下車徒歩 12 分

校舎配置図



施設

〈学校敷地〉		〈主要建物面積〉	
総面積	41,464m ²	本館 (4 階)	5,196m ²
建物敷地	15,210m ²	南館 (4 階)	4,127m ²
運動場	12,470m ²	新館 (2 階)	1,325m ²
第 2 運動場	12,356m ²	体育館	1,419m ²
第 2 テニスコート		武道館	495m ²
敷地	1,428m ²	セミナーハウス	1,011m ²
		屋内プール	924m ²

物品売買契約書(案)

発注者千葉県（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）
とは、物品の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、次に記載した物品（以下「物品」という。）を次に記載した契約金額（以下「契約金額」という。）をもって次のとおり納入しなければならない。

1 品名及び数量 カーテン 1式

2 契 約 金 額 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）

（注）「消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により、売買金額に110分の10を乗じて得た額である。

3 履 行 場 所 千葉県立船橋高等学校 管理普通教室棟（別紙のとおり）

4 履 行 期 限 令和8年11月30日

5 契 約 保 証 金

（契約の保証）

第2条 乙は、本契約の締結に当たり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、甲が千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第99条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

2 前項の契約保証金は、国債証券、地方債証券、その他確実と認められる担保の提供をもってこれに代えることができる。その場合、国債証券及び地方債証券はその額面金額により、その他のものは額面金額の10分の8以内（確実と認められる金融機関が振り出した小切手にあつては、小切手金額）をもって換算するものとする。

3 第1項の契約保証金は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。

4 甲は、乙が本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。

5 契約保証金を還付するときは、利息を付さないものとする。

6 契約金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

（検 査）

第3条 乙は、物品を納品するときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しているか検査を

行わなければならない。

- 3 乙が前項の検査に立ち会わない場合は、甲は単独に検査を行い、その結果を乙に通知するものとし、乙はこれに対して異議を申し立てることはできない。

(危険負担)

第4条 甲は、前条に規定する検査に合格した時をもって物品の引渡しを受けたものとし、引渡し前に、甲乙双方の責めに帰することができない事由により発生した物品の滅失又は損傷は、すべて乙の負担とする。

(追完請求)

第5条 乙は、物品が検査に合格しないときは、甲の指示に従い、遅滞なくこれを修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しをして甲に通知し、再びその検査を受けなければならない。

- 2 検査合格後であっても、甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合、乙は、甲の指定する方法により履行の追完をしなければならないものとする。
- 3 前2項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

(代金減額請求)

第6条 前条に規定する場合において、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は、甲乙の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 第1項の不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

(代金の支払)

第7条 乙は、第3条の検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求があったときから30日以内に、代金を支払わなければならない。

(履行期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに物品を納品することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲と乙とが協議して定め、協議が整わないときは、甲が合理的な期限を定めるものとする。

(履行遅滞の場合における遅滞金)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに物品を納品することができない場合において、履行期限後に物品を納品する見込みがあると認めたときは甲は遅滞金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅滞金は、当初の履行期限の翌日から履行済みの日まで、契約金額から納品部分に対する支払金相当額を控除した額に対して本契約締結日における千葉県財務規則第120条第1項に規定する違約金の率を乗じて算出した額とする。

3 甲は、前項の乙の甲に対する遅滞金支払債務と甲の乙に対する契約金額支払債務とを対当額にて相殺することができる。

4 第2項に規定する遅滞金の率は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの率とする。

(支払遅延等における遅延利息)

第10条 甲は、その責めに帰すべき事由により、第7条第2項に規定する代金の支払いが遅れた場合には、乙に対して、遅延の日数に応じ、当該未払金額にこの契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第11条 甲は、その責めに帰すべき事由により、第3条2項に規定する期間内に検査を行わない場合においては、検査期限の日から検査を行った日までの期間の日数を、第7条第2項に規定する期間（以下、本条において「約定期間」という。）から差し引くものとする。また、遅延日数が約定期間を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前条の遅延利息を乙に支払わなければならない。

(催告による解除)

第12条 乙が本契約の期間内に全ての合格品を納めない場合、甲が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、乙に対する催告をしないで、この契約を解除することができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみで本契約の目的を達成できないとき。
 - (4) 債務の全部の履行をする見込みがないことが明らかであるとき。
 - (5) 債務の一部しか履行する見込みがないことが明らかであり、かつ、一部の債務の履行では契約の目的を達することができないとき。
 - (6) 検査に際し、方法を問わず乙が甲の職務執行を妨げたとき。
 - (7) 乙の行為に詐欺その他不正の行為があるとき。
 - (8) 乙が甲に重大な損害を与えたとき。
 - (9) 乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (10) その他乙が本契約に違反したとき。
- 2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条及び前項の規定による契約の解除をすることができない。

(違約金)

- 第 14 条 前 2 条の規定により、この契約が解除されたときは、乙の責めに帰すべき事由がないと認められる場合を除き、乙は、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、違約金の金額に 100 円未満の端数があるとき又は違約金の金額が 100 円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 甲は、実際に生じた損害額が前項の規定による違約金の金額を超える場合には、その超える金額について、別途、乙に損害賠償の請求をすることができる。
- 3 乙は、この契約により、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に支払わないときは、指定された期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して第 9 条第 2 項に規定する率で計算した額を遅滞金として併せて甲に納付しなければならない。

(担保責任の期間の制限)

- 第 15 条 乙が甲に対して種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものを引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として第 5 条に規定する追完請求、第 6 条に規定する代金減額請求、第 12 条若しくは第 13 条に規定する契約の解除又は第 14 条に規定する違約金の請求をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第 16 条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(契約の変更・中止)

第 17 条 甲は、乙の義務が履行されるまでの間は、契約の内容を変更することができる。ただし、この場合において、契約金額又は履行期限を変更する必要がある場合は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議してこれを定める。

(合意管轄)

第 18 条 甲及び乙は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、千葉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(A) 本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(B) 本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

[注] (A) は紙の契約書を採用する場合、(B) は電子契約を採用する場合に使用する。

令和 年 月 日

発注者 (甲) 住 所 千葉県船橋市東船橋六丁目 1 番 1 号
氏 名 千葉県
千葉県立船橋高等学校
校長 武富 恒徳 印

受注者 (乙) 住 所
氏 名 印

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他の不正行為に係る解除)

第2条 千葉県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（2）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は(1)から(4)に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(6) 乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。
(暴力団等からの不当介入の排除)

第5条 乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

別紙

カーテンの納品部屋別リスト

no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
1	事務室	1,900	1,400	片開き	1 枚
2	事務室	3,900	1,300	両開き	1 セット
3	事務室	4,050	1,000	両開き	1 セット
4	事務室	4,000	1,000	両開き	2 セット
5	校長室	1,000	1,100	片開き	2 枚
6	校長室	2,100	2,150	片開き	1 枚
7	教務室	3,620	1,000	両開き	1 セット
8	第2会議室	3,620	1,000	両開き	2 セット
9	第2会議室	1,000	1,100	片開き	3 枚
10	第2会議室	2,100	2,150	片開き	1 枚
11	第2会議室	1,100	2,150	片開き	1 枚
12	第2会議室	2,000	960	片開き	1 枚
13	応接室	1,000	1,620	片開き	1 枚
14	応接室	2,100	2,210	片開き	1 枚
15	応接室	4,020	2,220	両開き	1 セット
16	技能員室	2,000	1,100	片開き	1 枚
17	技能員室	1,100	2,050	片開き	1 枚
18	技能員室	960	1,100	片開き	1 枚
19	放送室	1,000	1,100	片開き	2 枚
20	放送室	2,050	2,200	片開き	1 枚
21	第3会議室	3,620	1,000	両開き	1 セット
22	定職員室2	1,000	980	片開き	2 枚
23	定職員室2	2,030	2,030	片開き	1 枚
24	保健室執務室	4,000	1,000	両開き	1 セット
25	保健室	3,620	1,000	両開き	1 セット
26	保健室	1,000	1,000	片開き	2 枚
27	保健室	2,030	2,030	片開き	1 枚
28	定副校長室	1,000	1,100	片開き	2 枚
29	定副校長室	2,030	2,150	片開き	1 枚
30	定職員室1	4,000	1,000	両開き	1 セット
31	定職員室1	1,000	1,100	片開き	2 枚
32	定職員室1	2,030	2,150	片開き	1 枚
33	定職員室1	3,620	1,000	両開き	1 セット
34	体育研究室	950	1,300	片開き	3 枚
35	体育研究室	1,980	2,000	片開き	1 枚
36	体育研究室	1,020	2,000	片開き	1 枚
37	体育研究室	1,930	1,300	片開き	1 枚
38	11	1,000	1,300	片開き	2 枚
39	11	2,000	1,950	両開き	2 セット
40	11	950	1,300	片開き	2 枚

no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
41	1H	4,000	1,000	両開き	1 セット
42	1H	2,030	2,100	両開き	1 セット
43	1H	1,000	1,100	片開き	2 枚
44	1G	4,000	1,000	両開き	1 セット
45	1G	2,030	2,100	両開き	1 セット
46	1G	1,000	1,100	片開き	2 枚
47	1F	4,000	1,000	両開き	1 セット
48	1F	2,030	2,100	両開き	1 セット
49	1F	1,000	1,100	片開き	2 枚
50	1E	4,000	1,000	両開き	1 セット
51	1E	2,000	2,100	両開き	1 セット
52	1E	1,000	1,100	片開き	2 枚
53	1D	4,000	1,000	両開き	1 セット
54	1D	2,030	2,100	両開き	1 セット
55	1D	1,000	1,100	片開き	2 枚
56	進路指導室	4,000	1,000	両開き	1 セット
57	進路指導室	1,000	1,100	片開き	1 枚
58	進路指導室	1,050	2,100	片開き	1 枚
59	進路指導室	2,000	970	両開き	1 セット
60	1C	1,000	1,100	片開き	4 枚
61	1C	2,000	2,100	両開き	2 セット
62	1B	4,000	1,000	両開き	1 セット
63	1B	2,000	2,100	両開き	1 セット
64	1B	1,000	1,100	片開き	2 枚
65	1A	4,000	1,000	両開き	1 セット
66	1A	2,000	2,100	両開き	1 セット
67	1A	1,000	1,100	片開き	2 枚
68	国語研究室	920	1,100	片開き	2 枚
69	国語研究室	1,900	2,100	両開き	1 セット
70	国語研究室	2,880	1,680	片開き	1 枚
71	国語研究室	920	680	片開き	1 枚
72	数学研究室	920	1,100	片開き	2 枚
73	数学研究室	1,900	2,100	両開き	1 セット
74	数学研究室	2,880	1,680	片開き	1 枚
75	数学研究室	920	680	片開き	1 枚
76	2A	4,000	1,000	両開き	1 セット
77	2A	1,000	1,100	片開き	1 枚
78	2A	2,030	2,100	両開き	1 セット
79	2A	1,000	960	片開き	1 枚
80	2B	1,000	1,100	片開き	4 枚
81	2B	2,030	2,100	両開き	2 セット
82	2C	1,000	1,100	片開き	4 枚

no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
83	2C	2,000	2,100	両開き	2 セット
84	定職員室3	4,000	1,000	両開き	1 セット
85	定職員室3	1,000	1,100	片開き	2 枚
86	定職員室3	2,000	2,100	両開き	1 セット
87	2D	4,000	1,000	両開き	1 セット
88	2D	1,000	1,100	片開き	2 枚
89	2D	2,030	2,100	両開き	1 セット
90	2E	2,000	2,100	両開き	1 セット
91	2E	1,000	1,100	片開き	4 枚
92	2E	2,030	2,100	両開き	1 セット
93	2F	4,000	1,000	両開き	1 セット
94	2F	1,000	1,100	片開き	2 枚
95	2F	2,000	2,100	両開き	1 セット
96	2G	1,000	970	片開き	1 枚
97	2G	1,000	1,100	片開き	3 枚
98	2G	2,000	2,100	両開き	2 セット
99	2H	4,000	1,000	両開き	1 セット
100	2H	1,000	1,100	片開き	2 枚
101	2H	2,000	2,100	両開き	1 セット
102	2I	1,000	1,300	片開き	2 枚
103	2I	2,000	2,000	両開き	1 セット
104	2I	950	1,300	片開き	2 枚
105	2I	1,950	2,000	両開き	1 セット
106	3I	950	1,300	片開き	3 枚
107	3I	1,000	1,300	片開き	1 枚
108	3I	2,000	1,950	両開き	2 セット
109	3H	4,000	1,000	両開き	1 セット
110	3H	1,000	1,300	片開き	1 枚
111	3H	1,000	1,100	片開き	1 枚
112	3H	2,000	2,100	両開き	1 セット
113	3G	1,000	1,100	片開き	4 枚
114	3G	2,030	2,100	両開き	1 セット
115	3G	2,000	2,100	両開き	1 セット
116	3F	1,000	1,100	片開き	3 枚
117	3F	2,030	2,100	両開き	1 セット
118	3F	2,000	2,100	両開き	1 セット
119	3F	1,000	970	片開き	1 枚
120	3E	1,000	1,100	片開き	4 枚
121	3E	2,000	2,100	両開き	2 セット
122	3D	1,000	1,100	片開き	4 枚
123	3D	2,030	2,100	両開き	1 セット
124	3D	2,000	2,100	両開き	1 セット

no	部屋名	幅	高さ	仕様	数量 単位
125	3C	4,000	1,000	両開き	1 セット
126	3C	1,000	1,100	片開き	2 枚
127	3C	2,000	2,100	両開き	1 セット
128	3B	1,000	1,100	片開き	4 枚
129	3B	2,000	2,100	両開き	2 セット
130	3A	1,000	1,100	片開き	3 枚
131	3A	2,030	2,100	両開き	1 セット
132	3A	2,000	2,100	両開き	1 セット
133	3A	1,000	960	片開き	1 枚
134	多目的室4	4,000	1,000	両開き	1 セット
135	多目的室3	1,000	1,100	片開き	2 枚
136	多目的室3	2,050	2,100	両開き	1 セット
137	英語研究室	930	1,100	片開き	2 枚
138	英語研究室	1,900	2,100	両開き	1 セット
139	英語研究室	2,980	1,680	片開き	1 枚
140	英語研究室	930	680	片開き	1 枚

第3号様式

年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

同 等 品 申 請 書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

1 申請者に係る事項

資格決定番号		1 — — —
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	

2 同等品申請に係る事項

案件名称	【1－58】カーテン（船橋高校）	
品 名	参考品	同等品

注1 本書は、参考品以外の同等品を申請する場合に、指定の期日までに提出すること。

2 同等品として申請する物品のカタログ等を添付すること。

※持参、送付又はF A X（FAX 番号：043-225-8266）により総務部管財課に提出すること。

記載箇所

令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

同等品申請書

下記の物品について、参考品の同等品として認めてくださるよう、申請します。

1 申請者に係る事項

資格決定番号		1 - - -
連絡先	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	

2 同等品申請に係る事項

案件名称	【〇-〇】〇〇〇〇〇 (〇〇〇)	
品 名	参考品	同等品

- 注1 本書は、参考品以外の同等品を申請する場合に、指定の期日までに提出すること。
2 同等品として申請する物品のカタログ等を添付すること。

※持参、送付又はFAX（FAX 番号：043-225-8266）により総務部管財課に提出すること。

オープンカウンター案件

案件名称	【1－58】カーテン(船橋高校)	
スケジュール	公開日	令和8年10月22日(木)
	同等品申請期限	令和8年10月26日(月) 午後5時
	同等品承認期限	令和8年10月28日(水)
	質問事項書提出期限	令和8年10月26日(月) 午後5時
	質問事項書回答期限	令和8年10月28日(水)
	見積書提出期限	令和8年10月30日(金) 午後5時
	見積書開封日	令和8年11月2日(月)
特記事項	参加資格	千葉県内に本店を有する者